

報告第1号

専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成29年みやき町条例第15号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和 2年 5月14日提出

みやき町長 末 安 伸 之



専決処分第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年3月31日

みやき町長 末 安 伸 之



損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償のうち物損に係る部分に関し、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 和解の相手方

略

2 事案の概要

令和 2 年 1 月 8 日午前 9 時 40 分頃、北茂安保健センター駐車場内に当事者が公用車を駐車、ドアを開けようとしたところ突風によりドアが急に開いたため、隣に駐車していた相手方車の後方ドアに当たり損傷を与えた。

事故当日は強風注意報が発令されているにもかかわらず、注意を怠ったため発生したものである。

町職員の注意不足により発生した事故であるため、町が相手方の損害額を負担することにより示談しようとするもの。

3 和解の内容

町は相手方に対し、損害賠償金として 163,416 円を支払う。

